

本章では、5つの視点(第1節～第5節)から日本が世界で行っている政府開発援助(ODA)の具体的な取組について紹介していきます。



ガーナの首都、アクラの病院で、生後6週間の定期健診に来た母子に聞き取り調査をする稲葉専門家(HIV母子感染予防)(写真:飯塚明夫/JICA)

日本のODA政策は、「政府開発援助(ODA)大綱」に沿って開発途上国それぞれに対する取組を進めています。まず第1節では、日本が開発途上国に対してODAを行っていく上で、基本となるODA大綱やこの大綱に基づく諸政策がどのような内容によって構成されているかを説明します。

第2節は、ODA大綱が掲げる「貧困削減への取組」「持続的成長への取組」「地球規模課題への取組」、そして「平和の構築」について、個々の課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるため、抱えている問題も様々です。第3節では、地域ごとに日本が取り組んでいる開発協力についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、中東・北

アフリカ、サブサハラ・アフリカ、中南米、大洋州、欧州の8地域です。

日本政府は、ODA大綱の理念に基づき、国連憲章の諸原則や、環境と開発の両立、軍事的利用の防止、テロ・大量破壊兵器の拡散防止、民主化促進と基本的人権、自由の保障等の点を踏まえた上で、開発途上国のニーズ、経済や社会の状況、二国間関係などを総合的に判断し、開発協力を行っています。第4節では、日本のODAがどのような点に配慮しながら実施されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第5節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的・効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「援助政策の立案および実施体制」、「国民参加の拡大」、「戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介します。

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

現行の日本のODA政策の理念や原則は、ODA大綱によって定められています。このODA大綱の下に、ODA中期政策、国別援助方針、分野別開発政策、国際協力重点方針、そして事業展開計画が置かれています。本節においては現行の政策的枠組みについて説明します。

1. 政府開発援助大綱

現行のODA大綱(2003年8月改訂)は、「I. 理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV. ODA大綱の実施状況に関する報告」から構成されています。

「I. 理念」では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。そのために日本は、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者の状況(特に女性の地位向上)、貧富の格差や地域格差などを考慮した「公平性の確保」、④日本の経験、技術、人材などを開発途上国の発展に活かす「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関や他の援助国、NGO、民間を含む様々な開発主体との連携を図る「国際社会における協調と連携」という5つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、①「貧困削減」、②「持続

的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を重点的に取り組む課題としています。

「II. 援助実施の原則」では、環境と開発の両立やODAの軍事的利用の防止、開発途上国における民主化の促進などに注意を払い、援助を行うこととしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府全体として一体性と一貫性のあるODA政策の立案・実施を行うことで、日本のODAの戦略性や機動性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAへの国民参加の拡大のため、国民の理解を得ることに努力することを明記しています。

「IV. ODA大綱の実施状況に関する報告」では、援助の実施状況については、毎年ODA白書を通して閣議報告することとしており、ODA実施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策

ODA中期政策は、ODA大綱のうち、より具体的に示すべき事項を中心として、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記載しています。2005年2月に改訂された中期政策では、①人間の安全保障の

視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組および平和の構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助の実施に向けた方策を取り上げています。

3. 国別援助方針

国別援助方針は、援助相手国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、その国の開発計画、開発上の課題等を総合的に検討して作成する日本の援助方針であり、5年を目途に改訂していくこととしています。2009年までは、「国別援助計画」として28か国について策定してきましたが、2010年に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、より簡潔で戦略性

の高いものに改編していくよう、①名称を「国別援助計画」から「国別援助方針」へ変更、②原則としてすべてのODA対象国について国別援助方針を策定、③簡潔でメリハリの利いた内容に改編し、策定の過程を簡素化・合理化、④事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合することとしました。この方針に沿って、2011年度から3年にわたり毎年40か国から50

か国程度を対象に、途上国の「現地ODAタスクフォース」*（日本の大使館やJICA現地事務所等で構成）の意見を十分踏まえながら策定しています。

4. 分野別開発政策

分野別開発政策は、国際社会での議論を踏まえつつ、保健、教育、水・衛生、環境といった分野ごとの開発協力を効果的に実施するために策定しています。つまり、分野別の開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件の計画・立案などに反映させます。中長期的にも相手国にとって望ましい開発協力となるよう取り組んでいます。ODA大綱やODA中期政策、国別援助方針に加えて「分野別開発政策」を策定することは、日本の開発協力指針をより明確に

ODA政策の枠組み



し、ODAの取組を分かりやすくしています。

5. 国際協力重点方針

2013年度は、途上国の開発と成長というODAの目的を達成するため、①自由で豊かで安定した国際社会を実現するODA、②新興国・途上国と日本が共に成長するODA、③人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODAという3つの柱の下で、ODAを戦略的・効果的に活用していくこととしました。具体的には、①自由で豊かで安定した国際社会を実現するODAとしてミャンマーをはじめ世界各地で民主

化・国民和解を進めている国の努力の後押し、②新興国・途上国と日本が共に成長するODAとしてインフラシステム輸出や中小企業や地方自治体の海外展開支援、③人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODAとして第5回アフリカ開発会議（TICAD V）等を踏まえたアフリカをはじめとする人間の安全保障の促進などの取組を推進しました。

6. 事業展開計画

事業展開計画は、原則として、日本のすべてのODA対象国について国別で作成します。実施決定から完了までの段階において、ODA案件を、開発協力を行う際の重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、複数年にわたって一覧できるようにまとめました。事業展開計画は、様々な開発協力手法を一体的に活用

し、効率的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することに加え、複数年にわたるODAの予見可能性の向上に役立っています。なお、2010年発表の「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合していきます。

用語解説

現地ODAタスクフォース

2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO（日本貿易振興機構）、JBIC（国際協力銀行）などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監視などを実施している。